

R8.9.30開催 中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）説明会 質疑応答

No	問	回答
1	石油等由来製品には何が挙げられますか。	被覆資材、マルチ、セルトレイ、ポット等の生産に必要な資材の中でポリエチレンやポリプロピレン等の石油を原料とした資材を幅広く対象としております。 御不明な点がございましたらコールセンターまたは県にお問い合わせください。
2	石油等由来製品及び代替品のリストはどのような形で示していただけるのでしょうか。	石油等由来製品及びその代替品リストは特設サイトに掲載する予定です。 価格のリストは農協等の仕入元に御相談ください。
3	電子申請は途中保存はできないのですか。	基本的には途中保存はできません。 利用者情報の登録部分は一時的に保存することができますが、それ以外は任意のタイミングで保存することはできません。
4	灯油も対象ですか。	灯油などの燃料は対象としておりません。
5	仕入れ量等集計表のExcelは、入力前に入手できませんか。	仕入れ量等集計表のExcelファイルについては、申請フォームステップ3の「石油等由来製品・石油等由来製品の代替品それぞれの登録件数」において、10種以上を選択した場合にダウンロードできるようになっております。申請フォームからダウンロードをお願いします。
6	今回の全体事業費はどのくらいですか。	補助金部分で4億2000万円です。
7	上限50万円というのは資材ごとですか。	資材ごとではなく、対象となる製品が複数であっても全体で上限50万円です。（1経営体当たり の上限です。）
8	ハウスのビニールは対象ですか。	対象になります。
9	市町村等支援金について、県から市町村への確認は行いますか。	市町村による現状の支援制度の整備状況を各農林振興センター通じて確認したところ です。現時点で申請者に対する支援金の支払い状況を市町村に個別に確認することは想定して おりません。なお、審査のプロセスが必要があれば市町村に確認する可能性があります。
10	交付要綱第5条の規定について、補助金併用の1／2を超える場合は不採択となりますか。	その場合は申請いただいても不採択となります。
11	補助の下限金額（10万円）が設定されている理由はなんで すか。	本事業はセーフティネットとして措置しており、より影響の大きい対象を支援することを目的と していることや、予算額に制約があることから、下限の10万円を設定しました。
12	対象の製品が段階的に値上がりしている場合にはどのよう に扱うのでしょうか。	令和8年2月末時点と購入した時点と比較してどれだけ上がっているかということになります。 購入後に価格が上昇したり、低下したりすることもあるかもしれませんが、購入後の値動きは考 慮せずに申請してください。
13	段階的に値上がりしているものを継続的に購入した場合で はどのように扱うのでしょうか。	購入した際の領収書を確認し、それぞれ購入時点の価格が令和8年2月末の価格より50%以上 上昇している分について申請してください。
14	2月末に仕入実績がない場合の、仕入先の販売価格がわ かる資料は、どういったものを想定されていますか。	農協等で2月時点の価格表などを入手してください。 県から農協には、価格表の提供等の対応を依頼済みです。
15	化成肥料が対象になると考えられるが、有機や石灰等の高 騰は考えなかったのか。	化学肥料については、重量の大部分が石油由来であることを示すことができれば対象となりえ ます。石油由来の製品を対象としているのは、本事業が現下の中東情勢を踏まえたものである からです。
16	交付決定は先着順ですか。	第1期の交付決定については、募集を締め切ってから順次行いう予定であり、先着順ではありませ ん。第2期の募集も予定していますが、同様の予定です。
17	法人の場合、領収書の名称は代表者個人名でも良いので しょうか。	基本的には領収書の宛名と申請者が同一であることが確認できる必要がありますが、異なる場 合は実際の領収書により個別に御相談ください。

18	50%以上の上昇の比較は完全に同一の製品でなければなりません。同一規格で他メーカーとの比較は認められますか。	同じメーカーの同じ製品を比較してください。
19	交付要綱第5条のなお書き部分(市町村から支援を受けている場合)について、例を挙げて説明してください。	例えば価格上昇分の2分の1が40万円であったとして、市町村から同じ製品の購入に当たり、10万円の補助を受けていた場合は、県からの補助は30万円になります。県の支援の趣旨は、セーフティーネットということで価格高騰分の2分の1としているので、市町村から支援があった場合はその分は控除し、残りを県から補助することになっています。
20	これから購入する方は対象外でしょうか。価格が高騰していたため購入を検討していた方がいたとして、今回の補助事業があるなら購入したいという場合を想定しています。	これから購入する場合も対象となります。
21	2月末時点の価格について、もし2月中の該当資材を購入していた場合には、その金額を2月末時点の価格とみなしてよいのでしょうか。	2月に購入されていれば、その価格は2月末時点の価格とみなします。
22	令和8年2月末時点の価格及び仕入量に分かる資料として、「前年4月」に取得したものを有効な見積書とすることは問題ないでしょうか。	価格の確認は令和8年2月末時点としており、見積書が古い場合は、改めて価格がわかる書類を取得してください。
23	公務員が窓口なら無料だが、外注を使う理由は。	公務員も窓口で時間に応じて給与の公費負担が生じているため、効率化も踏まえて、委託という形をとりました。
24	個々の申請では無く、JAはじめ肥料屋・資材屋が補助金を使い販売単価を下げて売る方が申請の手間が無い事は考えなかったのか。	そのような手法も含め、県民の皆様の理解を得られる方法を総合的に検討した結果、セーフティーネットとして実施させていただくものです。
25	電子申請のやり方について ⑦担当者について、「本人申請」を選択すると、⑩の担当者氏名は⑤氏名または法人名と同じという認識でよいでしょうか。それとも、⑦で「本人申請」を選択すると、⑩は必須項目ではなくなるのでしょうか。	個人事業主の場合は、「⑦担当者について」は「本人申請」を選択し、「⑩担当者 氏名」は、「⑤氏名または法人名」と同じ情報になる場合が多いと思われるので、同じ情報で申請してください。 法人の場合は、基本的には「⑦担当者について」の選択箇所は設けていないので、「⑤氏名または法人名」と「⑩担当者 氏名」のところは、基本的には異なることになります。
26	周知にあたって補助の対象と想定されている事業規模を例示いただけないでしょうか。	具体的な営農規模を示すのは難しいと認識しています。 補助対象は、経営規模にかかわらず、対象の期間に対象となる製品を一定以上調達した経営体であるためです。
27	令和9年2月26日までに購入したものは対象になりますか？	第2期の募集を令和9年1月15日に締め切る予定です。同日より後の購入は対象外となります。
28	例えば2025年7月頃に購入した資材の単価は対象ですか？	対象外です。